抵当権設定契約書

第１条

○○（以下，「甲」という。）と●●（以下，「乙」という。）は、乙が令和〇年●月✕日付住宅ローン契約書（以下、「本ローン契約書」という。）に基づく同日付金銭消費貸借により甲に対し負担する債務（以下、「本債務」という）の履行を担保するため、別紙記載の不動産（以下，「本件担保物件」という。）につき，第１順位の抵当権（以下、「本抵当権」という。）を設定することで合意した。

　　　　　　　　　　　　　　　記

債権額　○○万円

利息　年〇％（年３６５日日割計算）

遅延損害金　年●％（年３６５日日割計算）

弁済期　本ローン契約書のとおり

第２条

乙は、本ローン契約書に基づくローンの実行までに、抵当権設定登記手続を行う。ただし，登記手続費用は、乙の負担とする。

第３条

1.　乙は、本抵当権が設定されている間、甲の書面による承諾がなければ、本件担保物件を第三者に譲渡してはならない。

2.　乙は、本抵当権が設定されている間、本件担保物件の価値を減少するおそれのある一切の行為をしてはならない。

第４条

乙について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの何らの通知催告がなくても、乙は当然に期限の利益を失い、直ちに本抵当権を実行されることについて承諾する。

(1) 債務の履行を一度でも遅滞したとき

(2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

（3）・・・・・・

第5条

甲は，乙が本債務の弁済を怠った場合，必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により本件担保物件を任意に処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を本債務の弁済に充てることができる。この際、乙は，甲の請求により処分に必要な書類を準備し、甲に交付するものとする。

第6条

本契約に関して生じた紛争については、本件担保物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約が成立した証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　年　月　日

甲　　氏名

　　　住所　　　　　　　　　　　印

乙　　氏名

　　　住所　　　　　　　　　　　印

（注：担保物件情報について以降別紙記載があるものとする）